

## 「神奈川県知的財産活用促進指針」の改定素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

### ○ 意見募集期間

平成30年1月5日（金曜日）～平成30年2月5日（月曜日）

### ○ 意見募集の結果

意見提出件数 10件

意見提出者数 個人10人・団体0団体

### ○ 意見内容の分類

区 分	延べ件数
①：全般	2
②：基本目標と基本的な方向について	0
③：各主体が担う役割について	2
④：県等の取組みについて	5
⑤：その他	2
合計	11

\* 複数区分にまたがる意見が1件あったため、延べ件数は11件となっています。

### ○ 意見の反映状況

区 分	延べ件数
A：改定案に反映した意見	3
B：意見の趣旨が既に素案に盛り込まれている意見	1
C：今後の参考とする意見	6
D：反映できない意見	1
E：その他（質問、感想等）	0
合計	11

\* 複数区分にまたがる対応が1件あるため、延べ件数は11件となっています。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	①	「神奈川県科学技術政策大綱」に記載されている内容と重なる部分があるため、「神奈川県科学技術政策大綱」に一本化することも検討してはどうか。	C	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	④	「第3章 県等の取組み」とあるが、「県等」が何を指しているのかがわからない。県と県立産技総研を指すのであれば、第2章のように、「県・県立産技総研」と記載するか、第2章において、「県等」を定義してはどうか。	A	ご意見を踏まえ、「第3章 県・県立産技総研の取組み」に修正しました。
3	③	企業としては、特許以外にも、技術ノウハウの保護およびその活用を重要視しているため、特許以外の技術ノウハウの保護・活用に関する記載が必要ではないか。	A	ご意見を踏まえ、第2章「1 産業界（企業、生産者等）が担う役割」に営業秘密やノウハウについて記載を追加しました。
4	⑤	神奈川県の今の取り組みについて知ることができた。全てを読むのは時間がかかるので、簡単にポイントが分かるような概要版があるとよい。	C	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
5	④	知的財産の活用は今後、ますます重要になる。ただし、知的財産は企業等の地道な研究開発等の「結果」として生じるもので、研究開発など地道な活動が極めて重要である。県の取組みは企業等への後押しであることを踏まえた上で、効果的な対策を進めてほしい。	C	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
6	③ ④	国との連携については記載があるが、市との連携についても記載した方がよい。政令市とその他の市との役割分担など整理すべきではないか。県と市が競合することなく、企業や研究機関のために良い環境を作ってほしい。また、知的財産を担う人材の育成について、事務職員が知的財産の手続きに関与するのであれば、研究職に偏らず、知的財産の研修をしてほしい。あるいは、弁理士などを県職員として採用してもよいのではないか。	A B	ご意見を踏まえ、第2章「4 県・県立産技総研が担う役割」の表現を修正するとともに、今後の取組みを進めてまいります。 また、第3章「5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備 (3) 知的財産を担う人材の育成」において、「県職員（特に研究職）」と記載していますが、事務職員も研修対象に含めて考えています。

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
7	⑤	まずは、知的財産について、研修、PRなどを通して、広く県民に知ってもらうことを進めるべき。	C	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
8	④	知的財産の活用は、特許を有効に使う面と、公知情報を有効に使う面の両面があるが、行政職員が公知情報を有効に利用して、議会や議員の偏った政策選好に対抗してほしい。	D	ご意見を改定案に直接反映することはできませんが、県職員の知的財産に関する意識の向上等を図ってまいります。
9	①	知的財産は、工業製品だけでなく、農林水産業などの製品に対しても重要。イチゴなどの品種が海外流出し莫大な損害額が発生する事例などもあるため、こうした被害を防ぐためにも、知的財産についての知識向上や普及啓発が必要。そのために、こうした指針があることは良いことである。	C	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	④	知的財産に対する支援策や制度の運用に当たっては、各対象となる主体の区分により固定化された運用ではなく、柔軟な運用が可能となるような制度設計と制度の運用を期待する。	C	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。